



| | |
|-------------------|--------|
| 地域指定年度 | 昭和45年度 |
| 整備計画策定年度 | 昭和46年度 |
| 特別管理地域指定年度 | 昭和49年度 |
| 整備計画策定年度 | 昭和49年度 |
| 特別管理地域指定年度 | 昭和60年度 |
| 整備計画策定年度 | 昭和61年度 |
| 農業・農村振興総合対策事業指定年度 | 平成2年度 |
| 整備計画策定年度 | 平成5年度 |
| 特別管理地域指定年度 | 平成9年度 |
| 整備計画策定年度 | 平成11年度 |
| 整備計画策定年度 | 平成19年度 |

美瑛町農業振興地域整備計画書

平成19年6月

北海道上川郡美瑛町

令和4年3月変更

美瑛農業振興地域整備計画書

| | | | |
|--|----|--|----|
| 第1 農用地利用計画 | 1 | 2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 | 13 |
| 1 土地利用区分の方向 | 1 | 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 14 |
| (1) 土地利用の方向 | 1 | 第5 農業近代化施設の整備計画 | 15 |
| ア 土地利用の構想 | 1 | 1 農業近代化施設の整備の方向 | 15 |
| イ 農用地区域の設定方針 | 2 | 2 農業近代化施設整備計画 | 15 |
| (2) 農業上の土地利用の方向 | 3 | 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 15 |
| ア 農用地等利用の方針 | 3 | 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 | 16 |
| イ 用途区分の構想 | 4 | 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 | 16 |
| 2 農用地利用計画 | 別記 | 2 農業就業者育成・確保施設整備計画 | 16 |
| 第2 農業生産基盤の整備、開発計画 | 6 | 3 農業を担うべき者の支援の活動 | 16 |
| 1 土地基盤の整備及び開発の方向 | 6 | 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 | 17 |
| 2 土地基盤整備、開発計画 | 8 | 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 | 17 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 13 | 2 農業従事者の安定的な就業を図るための方策 | 17 |
| 第3 農用地等の保全計画 | 10 | 第8 生活環境施設の整備計画 | 18 |
| 1 農用地等の保全の方向 | 10 | 1 生活環境施設の整備の目標 | 18 |
| 2 農用地等保全整備計画 | 10 | 2 森林の整備その他林業の振興との関連 | 18 |
| 3 農用地等の保全のための活動 | 10 | 3 その他の施設の整備に係る事業との関連 | 18 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 | 10 | 第9 附図 | 別途 |
| 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 | 11 | 1 土地利用計画図(附図1号) | |
| 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | 11 | 2 土地基盤整備、開発計画図(附図2号) | |
| (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 | 11 | 3 農業近代化施設整備計画図(附図3号) | |
| (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | 12 | 別記 農用地利用計画 | 別途 |

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は北緯43度35分、東経142度28分、北海道のほぼ中央に位置し、東西を大雪山国立公園と夕張山系で挟まれた、北海道でも類まれな起伏に富んだ丘陵地帯にある。道北の中核都市である旭川市に隣接しており、北には上川盆地、南には富良野盆地がある。東西の距離は44km、南北は26km、総面積677.16km²の広大な面積を有している。気象は、内陸的で寒暖の差が著しいが、農耕期（5月～9月）の積算温度は2,437℃、降水量は410mmであり、農耕に適した気象条件である。

本町の土地利用構想については、十勝岳連邦や豊富な森林地帯を背景に波状丘陵地帯で展開される農業の日々の営みが織り成す景観が評価され、交流人口がまちづくりの一部を支える展開のなかにあり、この育成や保全がまちづくりにとって大きな課題となっている。今後、この優れた景観を残しつつ、農業の生産基盤確立を通じた経営安定対策を進め、景観と産業が共存し、都市との交流を通じ自然と人間が触れ合う場の確保を目指していく。

人口動態をみると、平成12年国勢調査では11,902人に対し、平成17年国勢調査では11,626人となり2.3%の減となっている。農林業センサスによる農家戸数の推移では、平成12年635戸に対し、平成17年は551戸となり農家戸数の減少が著しい。また、農業就業人口における高齢者の占める割合についても、60歳以上の割合が31%と、高齢化が進行している状況にある。販売農家における農業後継者がいない農家の割合も平成17年では73%を占めていることから、農業従事者の高齢化や後継者不足により今後も農家戸数の減少は避けられない状況にある。このように、農業従事者の高齢化等により農業労働力が減少する中で、立地条件や土壌条件が悪い農地等を中心として遊休農地の発生が懸念されることから、農地の流動化を進め効率のよい土地利用を展開する必要がある。

このため、将来にわたって安全・安心な農産物を生産していくことの可能な優良農地を明確にし、生産性の高い土地利用型農業の確立に向け努めていかなければならないことは言うまでもなく、中でも優良農地整備に不可欠な農業農村基盤整備事業については、国営、道営、団体営による傾斜改良と大区画化による作業効率の向上、排水改良による湿害対策、農道整備による集出荷施設までの流通時間の短縮と荷傷み防止等の実施により、本町の基礎部分の整備はほぼ終了したものと考えているが、今後は、地域毎の特性を生かした土地利用形態に沿った整備を図るとともに、現在までに整備された土地改良施設を有効に活用し、より高い生産性の向上を図っていかなければならない。

さらに、本町の農業景観は、地域資源として重要な役割を担っている。近年、農村は食料生産の場であると同時にその多面的、公益的な機能を十分に発揮することが求められている。このため、長期的視点に立ち、恵まれた自然環境、農村景観、農業体験等の場を提供することにより、都市と自然を媒体とする交流を促進し、本町農業の有する地域資源を上手に活かした産業の確立を図るとともに、遊休農地、耕作不適地等の多面的・公益的な土地利用構想を構築し、活力と潤いのある農業地域の創出と活性化を目指していくものである。

単位：ha，%

| 区分 年次 | 農用地 | | 農業用施設用地 | | 山林原野 | | 宅地 | | 工場 | | 道路等公共施設用地 | | その他 | | 計 | |
|---------------|--------|------|---------|-----|---------------|------|----|----|----|----|-----------|----|-------|-----|--------|-------|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現在 (平成18年) | 13,316 | 44.3 | 129 | 0.4 | 14,123 (0) | 47.0 | | | | | | | 2,480 | 8.3 | 30,048 | 100.0 |
| 目標 (平成23年) | 13,175 | 43.8 | 149 | 0.5 | 14,254 (0) | 47.4 | | | | | | | 2,490 | 8.3 | 30,048 | 100.0 |
| 増減 | ▲141 | | 20 | | 131 | | | | | | | | 10 | | | |

イ 農用地区域の設定方針

本町の農業地域のうち、低地及び丘陵地の広い範囲にわたって農地として利用している。農地利用については、河川流域の低地部においては一般に稲作が行われているが、その半分は転作の実施により転換畑として利用している。一方、丘陵部においては、小麦、豆類、馬鈴薯、てん菜を主体とする大規模な畑地として利用しており、一部に乳牛や肉牛などの畜産が点在する。畑作経営のうち、畑作主体の大規模経営を展開している農業者と、野菜を導入した中規模経営、複合経営を展開している農業者と農業集落間で農業者1人当たりの経営面積に格差があり、経営形態は多岐にわたっている。一方、稲作主体の経営内容については、単純稲作経営を展開している農業者は少なく、転作の影響もあり露地野菜や施設野菜、畑作物を導入した複合経営を展開している農業者がほとんどである。

特に本町の丘陵地に広がる畑地帯においては、その地理的条件から決して耕作条件の良い農地とは言えないものであるが、昭和40年代から長期にわたり展開している農業農村基盤整備事業により、耕作条件の向上と生産コストの低減などの効果を見ている。農用地においては、主に大規模な農地開発により耕作農地の増加、区画整理事業により農作業の安全性の確保と生産性の向上などの効果を得ている。しかし、丘陵地に広がる畑地帯の耕作条件すべてが改善されたわけではなく、本町の畑作地帯の多くが10度から15度の傾斜のきつい丘陵地に存在している。

農業情勢をみると、輸入農畜産物の増加に伴う価格の低迷、WTO・FTA交渉の進展、産地間競争など、先行き不透明かつ厳しい情勢のなか、本町農業においても経営困難の理由から離農に拍車がかかり、離農跡地の受け手の問題や集落構成の問題など、農業集落組織の形成上大きな問題となっている。また、農地においても、生産性の上がない経営の足かせとなる耕作条件の悪い農地は作付けしないと見受けられ、これらの農地の流動化対策が大きな課題となっている。さらに、後継者不在の農業者が所有する農地は受け手が存在しない場合、最終的に遊休農地になることが危惧され、これらの農地に対しても同様に土地の流動化対策を講じることが必要となっているが、このような農業情勢のもと、積極的に規模拡大を展開できる農業者は少なく、農地過剰の現象ははっきりと浮かびあがっており、土地流動化対策にも限界が生じている。

このようなことから、町内農地における農用地区域の設定については、優良農地を明確にし、将来的に農地の利用を確保し、保全していく農地を農用地区域として設定することは当然であるが、耕作不適地などの遊休農地においては、その地理条件や自然的・社会的条件を考慮し、将来的に農業上の土地利用を図ることができないと判断する農地については止むを得ないがこれを除外する。また、これら除外した農地については、基本的に土地所有者の意向が重要であるが、周辺農地の生産性や将来の土地利用の可能性を勘案して、林地への転換を誘導していく。とくに林地は、丘陵地に広がる農地の保全を図るうえで有効な役割を担うものであり、農業景観を形成するうえでも重要である。また、位置的条件等が可能であれば、農村公園や集落施設の設置、あるいは観光農園や農業体験農園など、農業、農村地域の特色を活かした多面的な土地利用を推進していくものである。

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地13,445haのうち、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地約13,175haについて農用地区域を設定する方針である。

- a 次に掲げる地域、地区及び施設等の整備に係る農用地
該当なし
- b 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
該当なし
- c 自然的な条件等からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地
該当なし
- d その他
現況一筆調査等による面積修正による減（非農地） 合計（A-1～A-6） 2,292,259㎡

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及びおおむね次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針である。

| 農業用施設の名称 | 位置（集落名） | 面積（ha） | 農業用施設の種類 |
|-------------------|------------|--------|-------------------|
| 高橋牧場 牛舎 ふれあい牧場 | (A-3) 間 宮 | 23.0 | 牛舎、管理舎、乾草舎、ふれあい牧場 |
| 美夢舎 牛舎 | (A-4) 北瑛第2 | 11.5 | 牛舎、乾草舎、堆肥盤 |
| TMRセンター | (A-4) 夕 張 | 3.9 | 飼料調製貯蔵施設 |
| 上川生産連白金模範牧場 | (A-2) 白 金 | 2.0 | 牛舎、パドック、サイロ、管理舎 |
| 計 | | 40.4 | |

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農家戸数の減少に伴い、現況農地の流動化が地域農業の振興に深刻な問題となっており、土地基盤整備事業の実施により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが立たないことから、農用地区域の設定は行わない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町の農業生産について考えたとき、その土地利用は、耕作条件や土壌条件など様々な条件が伴うものの、生産コストの低減に向けた大規模農業地帯と、高い付加価値を持つ農産物の生産に向けた小規模型の農業地帯と二極分化することが予想され、このうち、大規模な農業経営、農地利用を展開していく場合、相応の労力と資本力が必要となることから、地域の担い手、若しくは法人組織など営農集団化等の経営形態が必要となる。その一方で、作物の複合化や高収益作物の導入など小規模ながらも高付加価値型の農業を展開する動きもあり、個々の農家の営農形態や将来の営農計画によって利用の方向も変わってくるものと考えられる。したがって、このような流れのなかで農業者の自主性を尊重した土地利用を展開していくためには、従来同様に個別の土地にしがみついた考え方を改め、各農業集落の基幹作物と経営形態を勘案し、交換耕作、賃貸借等による農地の流動化、利用集積と団地化の促進等、適正な農用地の活用のあり方を各農業集落全体でとらえていくとともに、そのなかで地域の自主性を生かした効率的な土地利用を展開する。

また、近年、後継者不在農家、高齢化により農業に従事できない農家が年々増加の一途をたどっており、このことが遊休農地の増加につながりかねないことから、農業者同士の協調性を高め共同作業体系の確立を促進するとともに、農作業の受委託システムを構築し、労働力の確保により遊休農地の発生を防ぎ、農地の保全に努める。

さらに、健全な優良農地を次代に引き継いでいくため、有機物の施用などによる土づくりに努め、農薬や化学肥料の使用を最小限にとどめるなど環境との調和にも配慮し、安全、良質な農産物の生産を図る農用地の高度利用を推進する。

単位：ha

| 区分 地区名 | 農 地 | | | 採草放牧地 | | | 混牧林地 | | | 農業施設用地 | | | 計 | | |
|-----------|--------|--------|-----|-------|-----|-----|------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|--------|-----|
| | 現 況 | 将 来 | 増 減 | 現 況 | 将 来 | 増 減 | 現 況 | 将 来 | 増 減 | 現 況 | 将 来 | 増 減 | 現 況 | 将 来 | 増 減 |
| A-1 | 3,184 | 3,231 | 47 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 14 | 29 | 15 | 3,198 | 3,250 | 52 |
| A-2 | 2,146 | 2,187 | 41 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 22 | 22 | 0 | 2,168 | 2,209 | 41 |
| A-3 | 2,154 | 2,194 | 40 | — | — | — | — | — | — | 37 | 37 | 0 | 2,191 | 2,231 | 40 |
| A-4 | 2,341 | 2,391 | 50 | — | — | — | — | — | — | 35 | 40 | 5 | 2,376 | 2,431 | 55 |
| A-5 | 1,014 | 1,043 | 29 | — | — | — | — | — | — | 10 | 10 | 0 | 1,024 | 1,053 | 29 |
| A-6 | 1,944 | 1,980 | 36 | — | — | — | — | — | — | 11 | 11 | 0 | 1,955 | 1,991 | 36 |
| 計 | 12,783 | 13,026 | 243 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 129 | 149 | 0 | 12,912 | 13,175 | 263 |

イ 用途区分の構想

①A-1地区 辺別川水系、宇莫別川水系に属する平坦部の農用地は、主に水田として利用する。これら河川の上流部にある前記以外の水田は、立地条件、気象条件等から畑への転換が進んでいるとともに、宇莫別川、置杵牛川に挟まれた高台及び聖台ダム、新区画ダム周辺の丘陵地は畑地として利用されている。辺別川、宇莫別川の上流は、平成8年度完了した国営農地開発事業により、290ヘクタールの農地が造成された。今後は丘陵地や農地開発が行われた畑地帯については、土壌条件の向上、農業生産性を維持、確保するための大規模な農業経営を確保するために必要な農業生産基盤を確保していくとともに、その他河川流域の水田地帯においては、比較的小規模ながらも付加価値の高い農産物の生産に必要な農業生産基盤を確保していく。

②A-2地区 美瑛川水系に属する平坦部の農用地は、一部、都市計画区域内の用途区域に指定されているが、水田として利用しており、団地性も大きく平坦で、将来構想としてほ場整備などの基盤整備事業の実施計画を有していることから、今後とも田としての利用を進める。その他の平坦部は畑への転換が進んだことから、本町唯一の平坦畑作地帯としてその利用を図る。また、地区の東方及び南方に位置する丘陵地帯に広がる畑地帯は国営畑地帯総合土地改良事業により、区画整理、傾斜改良等が実施され、生産性及びほ場条件の向上を図ってきた。将来は、高収益作物の導入や農業生産性の維持、向上を図っていくために、継続中の国営事業で整備する畑地かんがいの有効利用のためのかん水技術の確保、土壌保全等を考慮した傾斜改良等に取り組んでいくとともに、地域農業の中核を成す担い手への大規模経営に必要な農業生産基盤を保全していく。また、一部に酪農経営も展開しており、酪農振興に有効な草地改良や草地整備を計画的に実施し、飼料作物の生産性向上を図る。

③A-3地区 平和台地に展開する農用地は、戦後、緊急開拓地として、旧陸軍演習地を開放して入植した土地であり、入植当時は階段状の水田として利用されていたが、昭和45年から開始された米の生産調整による転作が進み、現在はほとんど畑へと転換された。また、地区内には肉牛育成を中心とした大規模な畜産経営を行っている経営体や酪農経営も展開されている。当該地区は、各種基盤整備事業の導入によりほ場整備は概ね完了しているが、今後は生産性の向上とクリーン農業の推進のため地区内の耕畜農家の連携による「土づくり」の展開を促進するとともに、一部に基盤整備事業の継続地区や新規事業の計画を希望している農業集落もあることから、これらの農業生産基盤整備にあたっては、地域の担い手育成と平行して、生産性の維持、確保のための大規模農業経営、小規模ながらも付加価値の高い農産物生産など、担い手農業者の経営実態に即した農業生産基盤の整備が必要であり、将来的にも農業を中心とした土地利用の推進を図る。

また、当該地区は波状丘陵地帯に広がる農村景観が評価されていることから、農産物の付加価値を高めるためにこの農村景観は効果的であると考えられ、農村景観に配慮した農業生産基盤整備を実施していく。

④A-4地区 旭川市との境界にある平坦部の農用地は、現在、水田として利用している。将来的にもこの農用地区域は、本町の稲作振興及び良質米生産振興のための中心として果たす役割は大きい。今後は、良質米生産に必要なほ場整備と冷災害克服のための用排水施設整備の実施に向け、地区内農業者の連携が図られている。また、稲作の補完作物として、地域ぐるみでトマトを中心とした施設野菜を導入し、稲作経営のコスト削減と経営安定を目指した取り組みが推進されており、今後は稲作を中心とした複合経営により、農業を中心とした土地利用を展開する。

一方、本町を代表する波状丘陵地に広がる農用地は、畑作4品目を主体とした畑地帯が広がっている。これらの農業集落は、農事組合法人の設立や、堆肥生産組合などいち早く協業化、組織化の生産システムを導入し、効率的、合理的な農業経営が展開されている。基盤整備事業については、昭和50年代から後半から畑地帯総合土地改良事業を実施し、傾斜改良を含む区画整理、暗渠排水などのほ場整備事業を実施し、生産性、安全性を高めている。将来的には、畑作を主体とした大規模経営、経営規模に合わせた野菜の導入など、農業者の経営形態に即した、農業生産基盤の確保を図るため、現在継続中の基盤整備事業や、国営畑地帯総合土地改良事業により整備された畑地かんがいの有効活用などを展開し、生産性の向上と経営体質の強化を図る。また、酪農経営も展開されており、TMRセンター建設により、低コストでの良質粗飼料の生産と安定確保を図る。

⑤A-5地区 ルベシベ川、美瑛川より西方から国有林に至る区域の農用地は、戦後、緊急開拓地として、国有林を開放して入植した土地である。当初は、田畑混在の土地利用が展開されていたが、田は団地性が少なく生産性が低いことから、畑に展開されている。また、農業生産基盤整備事業についてはほとんど行われていないが、比較的大規模な農業経営が展開されている。将来的には、畑作を主体とした大規模経営を展開していくために、必要な農業生産基盤の確保を図っていくが、農業者の離農等から農業集落戸数の減少をたどっており、機械利用、共同作業等の協業化、生産組織化の推進により効率的、合理的な農業経営を展開していくことが求められている。

また、酪農、養豚などの畜産部門も一部に集中しており、酪農においては酪農振興に有効な草地改良や草地整備を計画的に実施し、飼料作物の生産性向上を図るとともに、前述の耕種農家と連携し、有機物の利活用による「土づくり」を推進し、集落連携型の農業生産の推進により生産コストの軽減と生産性の向上を図る。

⑥A-6地区 JR富良野線、国有林、ルベシベ川と上富良野町との境界に囲まれた地域にある農用地については、ほとんどが畑として利用しており、一戸当たりの経営面積も比較的大きい。また、国営畑地帯総合土地改良事業による区画整理、傾斜改良の実施や高生産土層改良事業による客土などの土層改良が実施され、農業生産基盤の確保、生産性の向上が図られている。生産性の維持・向上を図るため、畑作を主体とした大規模農業経営に必要な農業生産基盤の確保のため、今後も農業者が必要な農業基盤整備を推進していくとともに、整備される畑地かんがいの有効活用などを展開し、生産性の向上と経営体質の強化を図る。また、酪農経営も展開しており、他の地区における牧草畑同様、酪農振興に有効な草地改良や草地整備を計画的に実施し飼料作物の生産性向上を図る。

さらに、農事組合法人の設立など組織化が見られていることから、そういった組織化の情報などが地域内に波及していくことによって、協業化、組織化の促進が図られることも考えられ、特に畑作主体の大規模経営を展開していく場合には、協業化、組織化が生産コストの低減と経営体質の強化につながることから、このような効率的、合理的な生産体制の確立に向けた取り組みを展開する。

第2 農業生産基盤の整備、開発計画

1 土地基盤の整備及び開発の方向

本町にある農用地のうち約8割は波状丘陵地に広がる畑地である。これら畑地は平均10度以上の勾配があり、さらに勾配のきつい土地にあつては、牧草畑として利用している。畑作は、ほ場の傾斜や土壌条件、基盤整備の有無などから、農地集積による経営規模の拡大が展開されても交換分合などによる団地化の推進は進捗していない状況にある。

農業生産基盤の整備においては、昭和60年代からの農地開発、農道整備、畑地帯総合整備事業など多岐に及び実施し、特に国営畑地帯総合土地改良パイロット事業においては、農業用ダム、畑地かんがい用水の整備や畑地帯の暗渠排水などの事業を広範囲に実施してきた。

また、河川流域の平地に広がる水田地帯においては、昭和30年代に区画整理と換地によるほ場整備が行われてきた。かつては、丘陵地帯においても階段状の稲作が進み昭和45年当初は町全体で3,000haに及ぶ稲作が行われていたが、同年から実施された米の生産調整により5割を越す田の転作が実施されたことから、一部の地域においては、畑地転換を踏まえた基盤整備を実施した経過がある。

今後進めるべき農用地の整備等については、地域の特性にあった効率のよい事業実施を図り、景観にも配慮し調和のとれた事業実施が必要である。また現在、新規事業の実施計画については、受益者負担軽減対策として、対策期間中、道営事業で施工される一部の工種の受益者負担が軽減される「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」での実施希望が一部農業者から出されたため、将来的、受益者の経済的な問題や生産コストの低減、生産性の向上を図る観点から、本体による基盤整備の実施が効果的と考えられ、受益者の事業内容や負担能力を鑑みつつ、地域全体が連携して事業の計画、実施に当たるとともに、優良農地の確保、保全と生産性の向上などに向けた取り組みを推進する。

ア A-1 地区

当該地区は、河川流域は田として、また丘陵地帯は畑として利用されてきたが近年、真真布地区と宇莫別地区は畑地化が進行しており転作田の面積が増加している。横牛・朗根内・俵真布地区は道営事業の地域水田農業支援緊急整備事業により水田と転作田の整備を進めているところである。宇莫別地区は平成16年～17年に畑地帯総合整備事業により暗渠排水や土層改良を主体とした基盤整備事業を実施しましたが、畑地化の進行により更に高収益農業の展開と生産性の向上を目標に前回と同様に暗渠排水と土層改良を主体として基盤整備事業を計画中である。朗根内地区としては、幹線水路の老朽化が激しく、その改修と経営規模拡大に伴う水田の大区画化などの経営の効率化が求められており、道営事業の経営体育成基盤整備事業を計画中である。

イ A-2 地区

当該地区は、美瑛川流域に広がる本町唯一の平坦な畑作地帯であり、当該地区のうち美沢地区については転作田を中心に、原野地区については水田を担い手育成基盤整備事業等により冷災害の克服と生産性の向上を図る目的では場整備、用排水施設を主体とした基盤整備を実施し、優良農地の確保を行い、今後は更なる整備により高収益野菜の導入を促し、安定した営農を進めます。

ウ A-3 地区

当該地区は典型的な波状丘陵地帯で畑作を主体とした土地利用が展開しており、一部に酪農、肉牛等畜産部門が集中している。この地区は、農地開発事業や畑地帯総合整備事業により基盤整備事業が実施され、平均的にその基盤整備率は高い地域と考えられる。現在計画中の事業もあり、基盤整備事業の促進を図っていくが、将来的に農業を中心とした土地利用を推進していく反面、離農跡地や耕作放棄地等の遊休農地を多く抱えており、特に優良農地についてはその確保、保全を図っていく必要があるため、これらの土地利用の多様化・適正化を検討する。また、生産基盤が織りなす、当該地区の農業景観が高い評価を得ていることから、景観を利用した農産物の付加価値を高めることに配慮した、調和のとれた事業実施が望まれている。

エ A-4 地区

当該地区は、辺別川流域の平坦地に広がる水田地帯と、高台の丘陵地に連坦する畑地帯で形成されており、一部に酪農が混在する。早くから農事組合法人や耕種農家と畜産農家の連携による堆肥生産組合などの組織化等により、積極的に生産性の向上を図ってきた地区であり、基盤整備においても、土地改良総合整備事業、畑地帯総合整備事業等のいち早い実施により、優良農地の保全、確保に努めている。

現在は二次整備として畑地帯総合整備事業によりかんがい施設の整備や既存地の整備を実施しており「土づくり」、「クリーン農業の推進」など地域連携型農業が展開している。また、辺別川流域の平坦地に広がる水田地帯は稲作の他、補完作物として施設野菜の生産に地域ぐるみの取り組みを展開しており、地域の特性を活かした稲作経営と、良食味米の生産の振興

を図る。

オ A-5 地区

当該地区は、戦後の緊急開拓地として国有林を開放して入植した経過があり、当時は田畑が混在していたが、現在は畑に転換されている。また、一部に酪農、畜産が集中している。基盤整備事業については、当初、国営畑地帯総合土地改良パイロット事業の受益地区となっていたが離農による受益農家戸数の減少等、諸般の事業から受益地区から除外された。整備事業計画については、地区内担い手を中心とした基盤整備事業の展開が望ましいものと考えられる。また、広域的に事業を計画、実施することにより、効率のよい事業実施が図られるものと考えられ、これらの基盤整備事業の計画、実施により、生産性の向上と優良農地の保全、合わせて国道の整備や各種農道整備事業により農道交通が充実するものと考えられ、基盤整備事業と合わせて生産コストの低減が図られるため、地区の活性化に即した事業の推進に努める。

カ A-6 地区

当該地区は、典型的な波状丘陵地帯に畑作を主体とした土地利用を展開しており、一戸当たりの経営面積も比較的大きい。特に本地区内のルベシベ地区においては、国営畑地帯総合土地改良パイロット事業により一次整備を終了し、現在は二次整備として中山間地域総合整備事業によりその地域の特性からほ場の勾配修正等をメインに計画中である。また、他の集落においても高生産土層改良事業の実施により、土壌条件の向上から生産性の向上を図っている。

また、当該地区の一部には農家人口の減少が著しい農業集落があり、農事組合法人などの組織化が図られつつも、農業者の高齢化や後継者不足は否めないことから、地域担い手の意向を反映し、必要に応じて効率のよい基盤整備事業を計画、実施していくなど、優良農地を保全していくための配慮も必要となっている。

2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 附図番号 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 備考 |
|--|--------|---|-----------------|---------|--|
| | | | 受益農用地 | 受益面積 | |
| 区画整理 暗渠排水 土層改良 | 附図2の1 | 区画整理 A= 12.6ha 暗渠排水 A=110.3ha 客土 A= 31.2ha 心土破碎 A=122.1ha | A-3 | 148.8ha | 道営畑地帯総合整備（担い手支援型）事業 新星地区 |
| 農業用排水（給水栓） 区画整理 暗渠排水 土層改良 | 附図2の2 | 用水改良 A=311.3ha 区画整理 A= 33.1ha 暗渠排水 A= 80.6ha 客土 A= 28.3ha 心土破碎 A=129.6ha 石礫除去 A= 4.2ha | A-4 | 407.7ha | 道営畑地帯総合整備（担い手支援型）事業 北台地区 |
| 農業用排水 区画整理 暗渠排水 客土 農用地造成 石礫除去 | - | 農業用排水 L= 330 m 区画整理 A= 33.5ha 暗渠排水 A= 28.6ha 客土 A= 1.2ha 農用地造成 A= 2.9ha 石礫除去 A= 27.2ha | A-1 ～ A-6 | 88.6ha | 道営地域水田農業支援緊急整備事業 美瑛地区 |
| 区画整理 暗渠排水 土層改良 | 附図2の3 | 区画整理 A= 12.9ha 暗渠排水 A= 45.9ha 客土 A= 10.1ha 心土破碎 A= 77.9ha 石礫除去 A= 2.4ha | A-3 | 112.7ha | 道営畑作地帯総合整備（担い手支援型）事 平和地区 |
| 暗渠排水 土層改良 | 附図2の4 | 暗渠排水 A= 99.8ha 石礫除去 A= 23.6ha 土壌改良 A= 3.4ha | A-1 | 109.5ha | 道営畑地帯総合整備 [担い手支援型(単独土層改良)]事業 上中宇地区 |
| 農業用排水（給水栓） ほ場整備 暗渠排水 農用地改保全 | 附図2の5 | 用水改良 A= 74.3ha 区画整理 A= 41.2ha 暗渠排水 A= 60.9ha 心土破碎 A=109.2ha 石礫除去 A= 2.2ha 土壌改良 A= 20.4ha | A-5 A-6 | 249.1ha | 道営中山間地域総合整備事業 ルベシバ地区 |
| 農業用排水 | 附図2の6 | 農業用排水 L= 3,400m | A-3 | 367ha | 道営かんがい排水事業 憩地区 |
| 農道整備 | 附図2の7 | 農道改良（1条） L= 1,357m | A-3 | 97ha | ふるさと農道緊急整備事業（新星第5地区） |
| 農道整備 | 附図2の8 | 農道改良（1条） L= 2,001m | A-1 | 90ha | ふるさと農道緊急整備事業（中宇赤羽地区） |
| 農道整備 | 附図2の9 | 農道改良（1条） L= 181m | A-2 | 13ha | ふるさと農道緊急整備事業（藤野第1地区） |
| 農道整備 | 附図2の10 | 農道改良（1条） L= 3,300m | A-4 | 372ha | 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 |

| 事業の種類 | 附図番号 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 備考 |
|---------------------------------|--------|---|-----------------|--------|------------------------|
| | | | 受益農用地 | 受益面積 | |
| 草地造成・整備 飼料畑整備 農業用施設整備 | 附図3の2 | 草地造成改良 A= 6.3ha 草地整備改良 A=547.1ha 飼料畑整備 A=140.0ha 畜産施設用地造成 A= 3.9ha 家畜保護施設 A=1,786 m ² 消毒乾燥室 A= 132 m ² 飼料調整庫 A= 350 m ² 農具庫整備 A= 200 m ² バンカーサイロ 1基 尿溜 1基 スラリーストア 1基 用排水施設整備 3カ所 道路整備 1カ所 | A-1 ~ A-6 | 694ha | 畜産担い手育成総合整備事業 |
| 農業用排水 区画整理 | 附図2の11 | 農業用排水 L=8,000m 区画整理 A=55.0ha | A-1 | 75.0ha | 道営経営体育成基盤整備事業 朗根内地区 |

3 森林の整備その他林業の振興との関連

最近、コスト面での問題があるが、暗渠排水整備にチップを活用するなど、生産基盤整備の技術向上から木材需要機会が創出されており、林業の振興につなげるためにも、一つの選択肢として利用促進できる対応を検討していく。また、農村景観の保全のため、ダム周辺や用排水路、堆肥盤などの家畜糞尿利活用施設、畜舎、農道など農業施設の環境整備のために植林することも有効であることから、これらを積極的に推進することにより林業の活性化に貢献していく

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業者の高齢化や、担い手・後継者不足により、遊休農地の発生が懸念されている。農地は本町において、基幹産業である農業の基本であると同時に、農業の営みが織り成す丘陵地帯が美しい景観を醸しだし、貴重な観光資源となっている。このことから農用地の保全は非常に重要であり、町全体で取り組んでいく必要がある。

農地保全を進める方法としては、農地保有合理化事業を行う北海道開発公社との連携により、情報提供・再配分機能を生かせる事業への協力体制の整備、また地域関係農業者の組織する団体による農用地利用改善事業を促進し、認定農業者等の意欲のある農業者への農用地の集積を図る。さらに中山間地域等直接支払制度により、平坦部に比べ農業の生産条件の不利な傾斜地との格差を補正するための支援を引き続き行い、農村地域の多面的機能の発揮を促進し、新規就農者・担い手の育成等活力ある地域づくりを通じて耕作放棄地の防止を図る。

本町は農業の営みや、四季の変化によって雄大な丘陵地には色彩豊かな風景が展開されており、その風景は、全国でも類のない美しい風景である。この農村丘陵景観を損なわないためにも、美瑛の美しい景観を守り育てる条例や、美瑛町景観計画と整合性を図り、農振景観計画を策定するなど、生産の場としての農地の保全と、眺望景観としての農村丘陵景観の保全を認識し推進していく。

2 農用地等保全のための活動

美瑛町では、耕作放棄地の発生を防止し、農地の効率的な集積を支援することにより農用地の保全を推進するとともに、多面的機能を確保する観点から、平成12年度より中山間地域等直接支払交付金制度を実施している。美瑛町全域の農業振興地区農用地を対象とし、耕作放棄地の発生防止や、新規就農者・担い手の育成、景観緑肥作物（土づくり）の推進、農地利用改善事業実施組合による農地流動化の推進等、今後も継続していく。

また、地域住民等と連携した、農地・水・環境保全向上対策により、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進する活動を通じて、農地、農業排水施設、農業用道路の保全や、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能を発揮した取り組みを推進していく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農林業を基盤とする緑豊かな活力のある農山村社会を構築するには、地域資源の活用や副産物の相互利用を図ることが必要である。土砂の流出等による農地への影響を最小限にするための不適耕作地への造林等、森林の持つ多面的機能を活用していく取り組みを推進していく。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

ア A-1地区

当該地区は、河川流域に広がる水田地帯においては一部に田専業農家が存在するものの、生産調整による転作の実態から、作付作物の複合化による生産体制の確立が急務となっており、稲作を主体にハウストマトなどの施設野菜を導入した田野菜複合や畑作物導入による田畑複合などの複合経営形態を確立する。また、東部に広がる畑作地帯においても同様に、露地野菜や施設野菜の導入による畑作を主体とした複合野菜を展開することにより経営体質の強化を図る。

イ A-2地区

当該地区は、国営事業による傾斜改良、区画整理の実施により耕作条件が向上した畑作地帯においては、畑作専業の経営体系を形成していくとともに、緑肥作物の導入による輪作体系の確立と大規模畑作生産を展開する。また、生産調整の実施により畑に転換した河川流域の平坦畑作地帯においては、畑作を主体に野菜の導入が進んでおり、労働集約性が高いというメリットを生かし、経営体質の強化を図っていくとともに、高収益野菜の導入に向け生産技術の普及、向上を推進する。また、河川流域の稲作地帯にあつては、田専業の経営体系を形成しているが、土地条件や地域の特性を生かし、良食味米の生産振興を図るとともに、複合経営の導入を推進し、稲作コスト低減を図り経営の安定に向けた取り組みを進める。

ウ A-3地区

当該地区は、畑地帯総合整備事業等により、基盤整備が概ね完了した地区であるが、畑作を主体とした生産体制の強化のため、畑作主要4品目を主体として緑肥作物の導入による輪作体系を確立する。また、経営形態においては1戸当たりの経営面積に差があり、その中で大規模経営展開を展開するものと、小規模ながら野菜を導入した複合経営を展開する農業者が混在することから、個々の経営形態を生かした集落連携型農業の展開により、生産コストの低減と効率的、低コスト農業を目指す。

エ A-4地区

当該地区は、地域農業者の協業化、組織化が最も進んでいる地域であることから、今後も地域の特色を生かした地域連携型農業の展開を促進する。また、平坦部の水田地帯は、本町を代表する米生産地であり、稲作の生産が厳しい情勢を強めていくなかでも、生産条件、生産技術の向上や生産コストの低減などにより良食味米の生産振興を図るとともに、地域で推進している施設野菜の生産等による複合経営形態の確立を図り、経営の安定化を促進する。また、高台の波状丘陵地に広がる畑地帯については、畑地帯総合土地改良事業による生産条件の向上と従前から地区内有畜農家と連携したパーク堆肥の生産による「土づくり」の効果発現により、単位収量の増加、生産コストの低減を図る。

オ A-5地区

当該地区は、今後も畑作を中心とした生産体制の強化を図っていくが、体質の強い農業経営を確立するため、野菜等の労働集約性の高い作物を導入していくことにより、一般作物との作業調整、共同施設利用、共同作業等により収益性を高めて、経営の安定を図り、土地利用の効率化を低コスト農業の確立を促進するとともに、地域の特色を創造した効果的、効率的な農業経営を展開する。

カ A-6地区

当該地区は、1戸当たりの経営面積も比較的大きく、国営事業等の土地改良事業により、傾斜改良、区画整理、土層改良が実施されており、今後も畑作を主体とした土地利用型の農業経営を展開する。また、地域の経営規模に応じた輪作体系の確立と野菜との複合化により低コスト農業を促進する。また、組織化、協業化の展開と営農にとり大規模な畑作経営の展開に応じた生産コストの低減を図り、農業経営の安定化を図る。

| | 営農類型 | 目標規模 (ha) | 作目構成 | 戸数 (経営体数) | 流動化目標面積 |
|-----------|--------|-----------|---------------------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 個別 経営体 | 水稻野菜複合 | 9.5 | 水稻、ハウストマト | 464 | 農用地の利用に占める面積シェアの目標を、現況農用地の90%に設定する。 |
| | 畑作専業 | 30.0 | 秋小麦、春小麦、生食馬鈴薯、加工馬鈴薯、小豆、大豆、てんさい、緑肥 | | |
| | 畑作野菜複合 | 22.0 | 秋小麦、春小麦、グリーンアスパラ、小豆、大根露地、てんさい、緑肥 | | |
| | 酪農専業 | 47.0 | 牧草、乾草、サレージ用トウモロコシ (経産牛73頭、未經産・育成牛39頭) | | |
| | 野菜専業 | 1.4 | グリーンアスパラ、ハウスグリーンアスパラ、ハウストマト | | |
| 組織 経営体 | 畑作専業 | 153.0 | 秋小麦、春小麦、生食馬鈴薯、加工馬鈴薯、小豆、大豆、てんさい、緑肥 | 24 | |
| | 畑作野菜複合 | 100.0 | 小麦、馬鈴薯、小豆、大豆、てんさい、緑肥、ハウストマト、グリーンアスパラ | | |

その他、農業経営を併せて行うファームイン、肉用牛等、前記の営農類型に属さないものについても、今後振興を図る中で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を目指す。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア A-1地区

河川流域に広がる水田地帯においては、農業者1戸当たりの経営面積が比較的小さいことから、稲作の補完作物の積極的導入により農業所得の確保を図ることが重要であるため、施設野菜等の導入に複合経営を展開し、経営の安定を図る。また、良食味米生産確立のため、生産技術の向上と、地域が連携した生産体制の強化に努める。また、東部、高台に広がる畑作地帯については、大規模な農地造成が図られ生産基盤の拡大が図られたが、受益者負担の償還など経済的な問題を抱えており、今後は省力化、協業化による地域の特色を生かした営農集団化の推進により、農業生産コストの低減を図り、効率的、合理的な土地利用型の農業経営を展開する。

また、地区内の有畜農家と連携して有機物の投入による「土づくり」を展開し、減農薬、減化学肥料のクリーン農業を推進するとともに単位収量の増加を図り、農業所得の増加に結びつける。

イ A-2地区

国営事業の受益地区である高台の畑地帯においては、畑作専業の経営体系を構築するため、地域農業者の経営規模に応じ、協業化、共同化による効率的な土地利用型農業を推進し地域全体の経営体質の強化を図る。また、生産調整の実施により畑に転換した平坦地帯においては、露地野菜を導入した場合複合経営が展開されており、今後は、高い労働集約性を生かしユリ根などの高収益作物の導入により農業経営の安定を図る。これらの地区は事業の受益地区として受益者負担の償還など経済的な問題を抱えているが、協業化、共同化及び輪作体系の確立、土壌障害を防止し生産コストの低減を図り、生産性の向上をもって農業経営の安定を図る。

次に、平坦部の水田地帯においては、良食味米生産確立のため、生産技術の向上と、地域が連携した生産体制の強化に努めるとともに、稲作経営の安定化を図るため、補完作物の導入を促進する。

また、地区内の有畜農家と連携して有機物の投入による「土づくり」を展開し、減農薬、減化学肥料のクリーン農業を推進するとともに、単位収量の増加を図り、農業所得の向上に結びつける。

ウ A-3地区

地区の畑地帯は、畑地帯総合整備事業により基盤整備が概ね完了しているが、畑作を主体とした生産体制の強化のため、畑作物の生産が不偏的にならないよう、地域内作物協定の締結など、地域連携型の生産体系を構築していく。また、大規模畑作経営者と小規模野菜複合経営者が混在しているため、個々の経営を生かした農業経営の確立を図る。また、評価の高い農村景観を保持した付加価値型の農業を展開するため、地区内担い手への農地集積を促進し、土地利用の効率化を図るとともに、クリーン農業の展開や生産者による産地直売などの実施により、産地ブランド化による有利販売を展開し、農業所得の向上を図る。

また、地区内の有畜農家と連携して有機物の投入による「土づくり」を展開し、減農薬、減化学肥料のクリーン農業を推進するとともに単位収量の増加を図り、農業所得の増加に結びつける。

エ A-4地区

当該地区は、堆肥生産組合など地域農業者の協業化、農事組合の法人化にみる組織化が最も進んでいる地域であることから、今後も地域の特色を生かした地域連携型農業の展開を促進する。平坦部の水田地帯は本町を代表する稲作生産地帯であり、今後も力強い農業経営を展開するため、良食味米の生産振興を図るため、生産体制の強化と生産技術の向上を図るとともに、補完作物として地域で推進している施設野菜の生産を促進し、米とあわせて産地形成の確立を図り、経営の安定化を促進する。また、丘陵地に広がる畑地帯においては、畑作主体の生産体制を継続していくが、従前から展開している地域連携型農業の利点を生かし、効率的な土地利用の展開と低コスト化を図っていく。土地改良事業は現在も継続して実施しているが、丘陵地に広がる畑地帯がゆえに、耕作条件は不利な部分が多いが、当該地区の評価の高い農村景観を生かし、農産物に付加価値を持たせ、産地ブランド化による有利販売を展開することにより、農業所得の向上を図る。

オ A-5地区

当該地区は、畑作を中心とした農業が展開されているが、地域農業者の離農が進行し、地区内農家戸数の減少傾向が見受けられており、農業地域を維持していく中で、協業化、組織化による地域が連携した効率の良い農業経営を展開し、農業地域の活性化を図っていく必要がある。また、畑作の生産体制に必要な輪作体系を確立し、個々の経営体質の強化を図っていく。また、地区内担い手を確保していくことも必要である。あわせて当該地区は、主要国道の整備が進んでおり、これにより、農業交通の向上等の効果が得られるものと考えられる。また、国道を通行する人を対象にした生産者による産地直売を実施するなど、地域の利点、特色を生かした、産地ブランド化の確立の有利販売を促進する。

また、地区内の有畜農家と連携して有機物の投入による「土づくり」を展開し、減農薬、減化学肥料のクリーン農業を推進するとともに単位収量の増加を図り、農業所得の増加に結びつける。

カ A-6地区

当該地区は、畑作主体の経営体系で農家1戸当たりの経営面積も比較的大きいことから、今後も畑作主体とし、輪作体系の確立、野菜の導入による労働集約性の確保、担い手への農地流動化を促進しながら、効率のよい土地利用型の農業を展開する。国営事業などの負担金償還の経済的な問題も抱えている地区もあるが、作業の協業化、共同化により低コスト農業を推進し、経営体質の強化を図っていくことが重要である。また、地区の一部には地域連携法人の設立やクリーン農業推進営農集団など、組織化、近代化による効率的、合理的な農業経営が展開されていることから、今後も地域の特色を生かした活力とゆとりのある営農体系を確立するとともに、組織化による営農技術の向上により、農産物に付加価値を持たせ、産地ブランド化の確立を目指し、有利販売の展開を促進する。

また、地区内の有畜農家と連携して有機物の投入による「土づくり」を展開し、減農薬、減化学肥料のクリーン農業を推進するとともに、単位収量の向上を図り、農業所得の増加時結びつける。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

ア A-1地区

河川流域に広がる水田地帯等については昭和40年代、ほ場整備事業が実施され、その際土地改良法による交換分合が実施された。畑地帯については、農地開発等が実施されたが、従前との照応による土地利用が図られている。今後は、地区内の農用地利用改善組合が中心となり、地域の実情に即した土地利用調整を展開して、集団化、連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

イ A-2地区

国営事業の受益地区である高台の畑地帯においては、傾斜改良や区画整理が実施されているが、従前との照応による土地利用が図られている。また、河川流域に位置する生産調整の実施により畑に転換した平坦畑地帯にあつては、土地改良法による交換分合が部分的に実施されている。今後は、地区内の農用地利用改善組合が中心となり、地域の実情に即した土地の利用調整を展開して、集団化、連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

ウ A-3地区

畑地帯は担い手育成畑地帯総合整備事業等の実施により、暗渠排水、土層改良、農道整備の生産基盤整備が実施されているが、従前との照応による土地利用が図られている。今後は地区内の農用地利用改善組合が中心となり、地域の実情に即した土地利用調整を展開して、集団化、連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

エ A-4地区

平坦部に広がる水田地域等については昭和40年代、ほ場整備事業が実施され、その際土地改良法による交換分合が実施された。畑地帯については、畑地帯総合土地改良事業により暗渠排水、客土、区画整理などの農業基盤整備が実施されてきているが、従前との照応による土地利用が図られている。今後は地区内の農用地利用改善組合が中心となり、地域の実情に即した土地利用調整を展開して、集団化、連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

オ A-5地区

畑地帯は、従前との照応による土地利用が図られているが、地区内農家戸数の減少傾向が見受けられており、農業地域を維持していく中で地区内の農用地利用改善組合が中心となり地域の実情に即した土地利用調整を展開して、集団化、連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

カ A-6地区

畑地帯は国営事業などの実施により、傾斜改良、区画整理などの農業基盤整備が実施されてきているが、従前との照応による土地利用が図られている。今後は地区内の農用地利用改善組合が中心となり、地域の実情に即した土地利用調整を展開して、集団化、連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は国土保全上重要な役割を持っており、農村地域における重要な地域資源でもある。近年、先行きの見えない農業情勢から離農者が増加し、現況農地の流動化が地域農業の振興に深刻な問題となっている。このような農業情勢のもと、規模拡大を展開できる農業者は少なく、今後、生産性の悪い農地は遊休化する傾向が強い。また、遊休化が進むことは病害虫の発生等他の農地に影響がでることも懸念されることから、こういった農地の地理的条件や自然的・社会的条件を勘案し、可能な部分から関係機関との連携により林地への展開を誘導する体制を整備し、森林の整備と林業の振興を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

食料の需給構造の変化と食の安全性の高まりから、安全・安心・高品質な農畜産物の生産と、クリーン農業の実践が必要とされている。このような状況の中で、食の「安心・安全」を目指した地域基盤の構築、消費者に目を向けた生産・販売戦略の推進、新たな地域農業のための仕組みづくり等に必要な施設の整備を促進していく。

農業経営の高度化、近代化、情報化が著しく進行し、特に、農産物の高付加価値・ブランド化などにおいては、一層重要度が増してきている。消費者は「おいしい」、「安全」、「高品質・高鮮度」の食料を求めており、これらの期待に答え続けていくための、消費者・実需者に向けた情報発信施設、また農畜産物の安定供給については貯蔵施設等、それぞれの課題にあわせた中核施設の整備を計画していく。さらに農作業の共同化による、作業時間・経費のスリム化を図るための飼料調製貯蔵施設の整備等、厳しい農業情勢にあっても、たくましい農業経営の確立に寄与する農業近代化施設の整備を促進する。

2 農業近代化施設整備計画

| 施設の種類 | 附図番号 | 位置及び規模 | 受益範囲 | | | 利用組織 | 備考 |
|-------------|-------|-----------------------------|------|----------|---------|------------------|----|
| | | | 受益戸数 | 受益面積 | 受益区域の範囲 | | |
| 農林水産物直売供給施設 | 附図3の1 | 農林水産物直売施設・加工品販売施設 情報発信施設 | 551戸 | 12,800ha | 全町 | 生産農家、生産部会 その他 | |
| 飼料調製貯蔵施設 | 附図3の2 | 飼料調製貯蔵施設 一式 | 10戸 | 694ha | 全町 | 生産農家 | |
| 豆類集出荷貯蔵施設 | 附図3の3 | 豆類集出荷貯蔵施設 一式 | 285戸 | 1,400ha | 全町 | 生産農家 | |

3 森林の整備その他林業の振興との関連

バーク堆肥生産に係るチップの活用など森林資源の有効活用を検討し、農業活性化と林業活性化との共通点の連結と、相互の振興を図る体制を協議して関連を強化していきたい。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

全国的に担い手不足が続く中、美瑛町においても農家戸数は年々減少しており、平成17年度では551戸と5年前に比べ84戸減少している。

美瑛町では、関係機関の連携の下で担い手総合推進事業を実施し、優れた担い手の確保・農業後継者の育成を積極的に行っている。

就農希望者等に対し必要な知識や、一連のカリキュラムを習得させ、町外からも安心して研修することができる滞在機能や、新規就農者を始め担い手やその家族が農畜産物の加工体験することができる、美瑛町農業技術研修センター、JA美瑛農産物処理加工施設等を備えている。また、新たに新規就農した者の居住対策として、関係機関と協力のもと、離農住宅の斡旋や、町営住宅（旧教員住宅）を活用し容易に就農できる環境づくりを行っていく。さらに閉校後の学校跡地を活用することで、各地区の担い手の情報交換・交流の場とし活性化を図っていく。

2 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

| 施設の種類 | 施設の内容 | 位置及び規模 | 施設の対象者 | 対図番号 | 備考 |
|-------|-------|--|--------|-------|----|
| 農家住宅 | 農家住宅 | 字美瑛 1325-304 の内 176.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の1 | |
| | | 字美瑛 1325-338 の内 316.00 m ² | | | |
| | | 字朗根内 2323-5 の内 453.30 m ² | 農業従事者 | 附図4の2 | |
| | | 字ベベツ太 922-28 の内 812.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の3 | |
| | | 字平和 4689-7 の内 999.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の4 | |
| | | 字平和 3719-3 の内 1,146.67 m ² | 農業従事者 | 附図4の5 | |
| | | 字平和 3712-3 の内 89.49 m ² | 農業従事者 | 附図4の6 | |
| | | 字美瑛原野 769-9 の内 416.90 m ² | 農業従事者 | 附図4の7 | |
| | | 字美瑛原野 769-69 の内 350.80 m ² | 農業従事者 | 附図4の8 | |

| | | | | | |
|--|--|--|-------|--------|--|
| | | 字璫辺薬 1877-5 の内 989.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の9 | |
| | | 字ウバクベツ 788-62 の内 848.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の10 | |
| | | 字璫辺薬 1825-1 の内 744.98 m ² | 農業従事者 | 附図4の11 | |
| | | 字朗根内 2334-1 の内 490.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の12 | |
| | | 字平和 5789-3 166 m ² 字平和 5793-1 の内 831.37 m ² | 農業従事者 | 附図4の13 | |
| | | 字ウバクバツ 8134-5 の内 936.74 m ² | 農業従事者 | 附図4の14 | |
| | | 字ウバクベツ 8888-1 の内 495.87 m ² | 農業従事者 | 附図4の15 | |
| | | 字オキキニウシ原野 150-31 860.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の16 | |
| | | 字美瑛原野 765-6 の内 988.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の17 | |
| | | 字ウバクベツ 827-85 の内 958.65 m ² | 農業従事者 | 附図4の18 | |
| | | 字ウバクベツ 2-203 の内 980.10 m ² | 農業従事者 | 附図4の19 | |
| | | 宇ビバウシ原野 1216-5 の内 900.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の20 | |

| | | | | | |
|--|--|--|-------|---------|--|
| | | 字平和 4012-5 860.80 m ² | 農業従事者 | 附図4の2 1 | |
| | | 字美瑛原野 764-42 722.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の2 2 | |
| | | 字ベベツ太 921-800 999.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の2 3 | |
| | | 字ルベシベ 6992-6 836.09 m ² | 農業従事者 | 附図4の2 4 | |
| | | 字オキキニウシ原野 200-767 995.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の2 5 | |
| | | 字朗根内 2337-13 536.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の2 6 | |
| | | 字オキキニウシ原野 150-634 980.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の2 7 | |
| | | 字ベベツ太 921-759 の内 407.00 m ² 字ベベツ太 921-250 の内 576.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の2 8 | |
| | | 字旭 610-4 777.00 m ² | 農業従事者 | 附図4の2 9 | |

注1：「位置及び規模」欄は、字名及びおおよその利用者数を記入する。

2：「施設の対象者」欄には、農業後継者、新規就農者又はその家族、あるいは他の利用者について記述する。

3：「農家住宅」の整備計画が具現化した場合には、当該計画に基づく内容に修正する。この場合、農用地区域としない（農用地区域から除外する）土地を含む場合には、「位置及び規模」欄に地番及び当該施設の面積を記入すること。

2 農業を担うべき者の支援の活動

優れた担い手の育成・確保を目的として美瑛町担い手総合推進事業を実施している。内容としては新規就農（参入）対策と農業後継者対策に分けられる。

新規就農対策では、就農希望者に対して研修者受入農家との連絡調整や、各種研修の実施、土地情報の提供など就農に関するサポートをおこなっている。また新規就農時に必要な資金の助成・無利子融資を実施し、新規就農への一助としている。

農業後継者対策では、農業後継者に対し農業支援センターで定めた一連の研修を実施し、農業知識や技術の向上を図っている。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な促進の目標

農業従事者の安定的な就業機会の確保を促進の一環として、社会情勢の変化や厳しい経済情勢などから他産業への従事を促進することは考えにくいですが、観光農園や産地直売等新たな農業ビジネスが少しずつ定着しつつある。また、冬期間でも地区単位でハウス栽培に取り組むなど高付加価値型農業を集落単位で展開しているところもあり、農閑期においても自らの職業で所得増大につなげている農業者従事者もいる。

厳しい農業情勢下にあっても農業所得の拡大を図ることができれば、農閑期における出稼ぎなど減少するものと考えられるが、一方で農業婦人が加工農産物の開発による農業ビジネスの展開を模索するなど、新しい発想を生かそうとしている。

また、農畜産物の一次産品に付加価値を付けた製品を開発して販売促進につなげるため、町内食品製造業や関係団体と特産品開発について検討し、製造ベースに乗せることにより新たな就業機会が展開されると考えられることから、関連団体と連携して、育苗、堆肥製造施設などの整備計画と合わせ、農閑期の就労機会が提供できるような体制を検討する。

| 区 分 | 従 業 地 | | | | | | | | |
|--------|-------|---|----|------|---|---|-----|---|----|
| | 市町村内 | | | 市町村外 | | | 合 計 | | |
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 恒常的勤務 | — | — | 2 | — | — | — | — | — | 2 |
| 自営兼業 | — | — | 4 | — | — | — | — | — | 4 |
| 出稼ぎ | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 日雇・臨時雇 | — | — | 7 | — | — | — | — | — | 7 |
| 総 計 | — | — | 13 | — | — | — | — | — | 13 |

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本町において農業従事者の安定的な就業の促進を図るためには、地場産業の活性化が必須条件であり、近年の景気低迷を反映し厳しい状況にありつつも生活形態の変化を的確に把握することによって道がひらけた事例もあり、今後は農業従事者の参画によって地場農畜産物の加工品づくりや、産直・直売等の提供、ファームインやレストランの開設によるグリーン・ツーリズムの推進、都市住民が農業とふれあうための市民農園・体験農園等、農業従事者の就業機会が与えられるようなシステムの構築を図る。

また、地域性、特性等に適応する新規企業の立地を促進し、新たな農業従事者の就労機会の確保に努めたい。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農業者の生活、経営の自立を促進するためには、産業として自立する農業を確立することと合わせて、農業農村そのものが生活するうえで快適であることが必要である。また、時代を担う若者が誇りを持って農業経営に取り組めるよう、生活環境施設整備を継続して推進しなければならない。このため、農業地域における水道、浄化槽の整備などを実施し、生活環境の改善を進めるとともに、本町の農業景観を生かした、農村公園などのコミュニティ・交流施設を整備して、地域住民、都市住民等がやすらげる空間を創出する。

また、農業地域における交通網などのハード面の整備や、農業情報等のソフト面の充実を図り、農業生産利用とあわせ生活における利便性を向上させるとともに、生活の場を活用した都市住民とのふれあいを推進し、農業に対する理解を深めてもらうことにより、農業地域との交流機会を創出し、美しい農村景観を保持することによって農業地域で生活することの喜びを実感できるよう、幅の広い環境整備を推進する。

2 森林の整備その他林業の振興との関連

間伐材の需要不振、外国産材の流入等による材価の低迷などの先行き不安や育林に対する所有者の負担も依然として大きく、結果として林業経営に対する意欲の低下を招いており、健全な森林育成が損なわれることが危惧されているが、森林は木材生産機能だけでなく、国土保全、水源かん養、環境保全など公益的機能を有している。農業地域のなかには森林と隣接しているところも多く、農業環境や地域環境保全のため森林機能を高め、公益的機能が十分発揮できる森林整備に努める。

3 その他の施設の整備に係る事業との関連

高齢化による離農と若者の流出によって過疎化が進んでいる農業地域において、生活環境・社会サービスの改善の遅れがその要因となっていることが考えられる。特に、農道網の整備は、大型化、近代化する農業機械の運行、農産物の輸送量の増大に伴う輸送効率の向上に対処するなど本来の農業生産利用とあわせ、農業地域における生活環境改善に資するためにも必要不可欠となっており、過去に実施した農道整備事業はこれらに大きく貢献してきた。

今後の課題として、広域輸送体系の確立と生活実態にあった農道整備を実施して、豊かな農村づくりのために一層の促進を図る必要がある。また、農村景観に配慮した「ふれあいとやすらぎ」のある農道網の整備を推進し、農業地域における道路がもたらす幅広い効果が発生するよう機能的に整備を推進する。